

平成30年4月24日  
階 上 町

指名停止措置の概要

1 指名停止対象業者名及び住所

業者名 清水建設株式会社

住 所 東京都中央区京橋二丁目16番1号

2 指名停止の期間

平成30年4月25日から平成31年8月24日までの16か月間

3 指名停止の理由

東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事について、独占禁止法に違反するものとして平成30年3月23日に公正取引委員会から刑事告発を受けたため。

問合せ先 総合政策課政策推進グループ  
電話番号 0178-88-2113